

監事監査報告書

平成25年5月15日

学校法人阪南大学

理事会 御中

評議員会 御中

監事 櫻井善信 印

監事 花岡卓二 印

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人阪南大学寄附行為第11条の規程に基づき、学校法人阪南大学の平成24年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の業務及び財産の状況を監査した。

1. 監査の方法の概要

監事は理事会に出席し、理事から業務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、主要な部署において業務及び財産の状況を調査した。

また、内部監査人(副学長2名)及び会計監査人(下竹会計事務所)と連携をとり平成24年度の計算書類について説明を受け、計算書類、事業報告書に検討を加えた。

< 監事による理事の業務執行監査及び業務監査等の状況 >

平成24年	2月23日	理事会・評議員会に出席
平成24年	5月16日	会計監査人からの説明、業務監査
平成24年	5月24日	理事会・評議員会に出席
平成24年	7月30日	業務監査
平成24年	9月20日	業務監査
平成24年	11月8日	業務監査
平成24年	11月22日	文部科学省主催「学校法人監事研修会」参加
平成25年	1月16日	業務監査
平成25年	2月20日	業務監査
平成25年	2月28日	理事会・評議員会に出席
平成25年	4月24日	業務監査
平成25年	5月15日	会計監査人からの説明、業務監査

2. 監査の結果

- (1) 学校法人阪南大学の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、学校法人阪南大学の財産の状況を適正に表示しているものと認める。
- (3) 事業報告書は、主要な事業が記載されており、各事業が適正に執行されているものと認める。

以 上